
鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物及び作業船等

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物及び作業船等

P1 通則

P1.1 一般

P1.1.1 を削る。

~~P1.1.1 適用~~

~~規則 P 編 1.1.1 2. にいう船級符号に対する付記は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 規則 P 編 10.2.2(1) に定義するアンカー係留設備 : AM~~
- ~~(2) 規則 P 編 10.2.2(2) に定義する緊張係留設備 : TM~~
- ~~(3) 規則 P 編 10.2.2(3) に定義する一点係留設備 : SPM~~
- ~~(4) 規則 P 編 10.2.2(4) に定義するドルフィン係留設備 : DM~~
- ~~(5) 規則 P 編 10.2.2(5) に定義するその他の係留設備 : OM~~
- ~~(6) 規則 P 編 10.2.3 1.(1) に定義する A 級自動船位保持設備 : DPS A~~
- ~~(7) 規則 P 編 10.2.3 1.(2) に定義する B 級 保持設備 : DPS B~~
- ~~(8) 規則 P 編 10.2.3 1.(3) に定義する C 級自動船位保持設備 : DPS C~~

P1.1.2 を次のように改める。

P1.1.2 本編の規定により難い船舶の構造

-1. 貨物の輸送に供さない船舶/海洋構造物のうち石油（原油）/天然ガス等の産出海域に恒久的、あるいは長期に渡り係留されるものであって、海底から汲み上げられた原油、ガス等（以下、「原油等」という。）を、処理、貯蔵、及び積出しする設備を有するものの船体構造、艀装、配置、構造寸法、係留設備システム等については規則 PS 編原則として「FPSO ガイドライン 1 編」によること。

~~-2. 前 1. に基づき承認された船舶(海洋構造物を含む)にあつては”Offshore Structure for Hydro-carbon Production, Storage, and Offloading”及び”Designated Service Area”を船級符号に付記する。また、具体的設置場所については注記に記載する。ただし、当該 FPSO に Production, Storage, あるいは Offloading 設備のいずれか、あるいは複数のものが備えられていない場合には該当設備に関して付記から除くものとする。~~

~~-3. FPSO の係留設備は、FPSO 自体が曝される環境条件から想定される荷重に対し十分な強度を有し、堅固かつ確実に海底に固定された係留のための周辺施設に連結されることを前提とする。~~

~~-4. 規則 P 編 1.1.2 2 及び前 3. に関連して、係留のための周辺施設については、係留海~~

~~域の国内法規及び船籍国政府の規則に適合していること，適当な団体により健全性が証明されていること，等を本会に対し示すこと。この場合，「FPSO ガイドライン 2 編」への適合性を示すことでも差し支え無い。~~

~~5. 係留のための周辺施設のうち，FPSO とは別個の浮体構造物(例えば CALM ブイ)について登録の申込みがある場合には，原則として「FPSO ガイドライン 2 編」の該当規定に適合する必要がある。これらの規定に基づき船級登録される浮体構造物については，船級符号に”Floating Structure for Mooring”及び”Designated Service Area”を付記する。また，具体的設置場所を注記に記載する。~~

~~6. FPSO とは別個の構造物であつてもリジッドヨーク等により恒久的に FPSO と連結される場合にあつては，これを FPSO の一部として扱うこととする。この場合，当該構造物に対しては「FPSO ガイドライン 2 編」の該当規定を準用する。~~

P1.1.5 として次の 1 条を加える。

P1.1.5 船級符号への付記

規則 P 編 1.1.5-2.にいう船級符号に対する付記は，次のとおりとする。

- (1) 規則 P 編 10.2.2(1)に定義するアンカー係留システム：AM
- (2) 規則 P 編 10.2.2(2)に定義する緊張係留システム：TM
- (3) 規則 P 編 10.2.2(3)に定義する一点係留システム：SPM
- (4) 規則 P 編 10.2.2(4)に定義するドルフィン係留システム：DM
- (5) 規則 P 編 10.2.2(5)に定義するその他の係留システム：OM
- (6) 規則 P 編 10.2.3-1.(1)に定義する A 級自動船位保持システム：DPS A
- (7) 規則 P 編 10.2.3-1.(2)に定義する B 級自動船位保持システム：DPS B
- (8) 規則 P 編 10.2.3-1.(3)に定義する C 級自動船位保持システム：DPS C

付録 P2 を削る。

附 則

1. この達は，2009 年 10 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。